

平成 20 年 9 定 総務政策常任委員会

佐々木委員

最初に、財政危機とその対策についてお伺いさせていただきます。

本県は、過去に厳しい財政状況がございましたけれども、その過去の財政危機と言われる事態というのは具体的にどういうものであったのか、それについて最初に確認の意味でお伺いいたします。

財政課長

過去 4 回、私ども財政危機というふうに言っている記憶がございます。まず、古い順から申し上げて昭和 50 年度、長洲知事が就任をされた年でございました。その 2 年ほど前、昭和 48 年に第 1 次のオイルショックがございまして、その影響で非常に激しいインフレがございました。県税である法人事業税は、遅れて昭和 50 年度に大きく税収が減したというようなことでございました。

続いて、平成 5 年度、これはバブルが崩壊して税収がずっと減になっていたわけですが、それに加えて平成 5 年度になってから交付税が予算額を 80 億円程度下回ってしまい、年度内にそれだけの財源不足が生じてしまったという年でございます。

続いて平成 10 年度、こちらは大手の証券会社とか、都市銀行が破綻をしまして、株価が大暴落をして金融不安になった、これが平成 9 年度にございまして、この影響が一気に平成 10 年度の法人事業税を中心に大幅な税収減となった年でございます。これが今までの中では最大の危機ではないかというふうに思っております。

さらに直近でいきますと、平成 14 年度。平成 12 年度に I T バブル、これがはじけまして、やはり 2 年遅れまして法人事業税を中心に税収がこの年大きく落ちた。この 4 回を過去の財政危機と言ってよろしいかと思っております。

佐々木委員

今回のその状況というのは、過去の状況と比較してどうだったのか、税収の影響の面も例にしてお伺いいたします。

財政課長

今回、これまで答弁させていただきましたけれども、平成 20 年度中の税が予算を 200 億円以上割れてしまったと、来年度につきましては、これは財源不足額ということで 1,000 億円を超える規模であろうと、これに対比するような形で数字を申し上げながらお答えしたいと思います。

昭和 50 年度でございますけれども、こちらは 50 年の 7 月に税がもう既に 600 億円を超えて割れてしまう、財源不足の額としましては、やはり 500 億円程度の財源不足が見込まれていた年でございます。平成 5 年度、こちらは先ほど申し上げましたが、交付税が 380 億円ぐらいこの年に割れてしまっている。平成 10 年度につきましては、年度中に税が 1,100 億円以上落ちてしまうというような状況がございまして、この年は、翌年の 11 年度についても、やはり 2,000 億円程度の税が落ちてしまうだろうと、それぐらいの大きな落ち込みが見込まれた年でございます。平成 14 年度につきましては、年度中には 100 億円ぐらいの税の減でございましたけれども、実はこの年、当初予算で予定をされている歳出があったのですが、組みきれないで補正に回していた 240 億円というのがございました。この 240 億円の手当をしなければいけないのに加えて、税が年度内で 100 億円の減をしてしまったと、こういうような状況でございます。

今、それぞれ申し上げましたが、規模がそれぞれの年で違いますけれども、ただ今回の規模といいますのは、現時点でもそうですが、来年度の財源不足を考えましてもこのときにやはり匹敵するような、それぐらいの危機だというふうに、私どもとしては認識をしております。

佐々木委員

それでは、これまで本県が財政危機を乗り越えてきた対策はどういうふうに行ってきたか、それについてお願いいたします。

財政課長

それぞれの年でいろいろ工夫をさせていただきましたけれども、主だったところということでポイントごとに説明させていただきます。

昭和50年度はその年に500億円の財源不足ということで、この年は長洲知事から非常事態宣言というのを発せさせていただきました。これは財政再建団体に転落してしまうかもしれないというような内容でございまして、県民の皆様にもどうしてもその痛みを分かち合っていたらざるを得ないと、そういうような状況でございました。

財政緊急対策本部をつくりまして、事業費は基本的にすべて、経常経費も含めましてその年のうちに削減をしておこうということで、原則20%から30%ぐらい節減しようと。建設事業もできれば先送りだと、あとは県債を追加で発行して何とかこの年は乗り切ったという状況です。

平成5年度につきましても、やはり同じように事業の見直しをして、県債の追加発行というように何とか財源を確保いたしました。併せまして、当時は基金の取崩しということができました。これもやらせていただいたという状況です。

平成10年度は、やはり非常に厳しく、知事が緊急アピールを出した年でございます。この年は同じように県民の皆様にもどうしても痛みを分かち合っていたらざるを得ないと、そういうような状況でございました。いろいろなやり方をいたしまして、職員の期末手当、これは特別職も一般職ももちろんですけれども、実は県議会の皆様にもお願いをして、カットをさせていただいたということもございます。そのほか、職員公舎を一度売ってしましまして、お金を収入して、後から少しずつ買い戻していくリースバックというやり方、企業会計からお金を運用で借りて、企業会計からの借金をすると、さらに退職手当債というのを発行したり、長期で三セクなどに貸しているお金、この貸付金をすべて一括で返していただいて、代わりにその三セクは資金を借りなければいけませんから、民間の金融機関から借りますと利息が取られます。その利子を補給するというようなやり方をして、まとまったお金を県の方に戻していただく、そんなやり方もいたしました。

それから、県債を発行いたしますと、将来の償還のために公債管理特別会計の中に一定程度積み立てをするルールがございましてけれども、これもとりあえず取りやめをして、積立抑制をしようと、このようなやり方をしました。

平成14年度につきましては、県債の発行増ということが一つございましてけれども、併せまして市町村に貸付金を貸し付けているんですけれども、その貸付金が将来県に償還をされてまいります。その償還をする県債の受取権限というのを民間の企業に、金融機関ですけれども、譲ってしまう。将来その民間の金融機関にしてみれば利息を含めて定期的に返ってまいりますけれども、その分をまとめて県の方に一括でお金を出していただいて、代わりに県ではその受取の権利を相手方の方に譲ってしまうと、こんなやり方をさせていただいたりしてございます。

以上のような、様々な工夫をして何とか乗り越えているという状況でございます。

佐々木委員

これまで行ってきました対策による影響については、現在どのようになっておりますか。

財政課長

先ほど申し上げた中で、例えばリースバック、これは職員公舎を一回売ってしまっ買って買戻したのですけれども、平成15年度以降、年度末になりますと増収が見込めたという状況がございまして、これは平成15年度から17年度までの間に繰り上げて買戻しをすべていたしまして、最大428億円あった金額ですけれども、すべて解消しております。

また、積立抑制ということで、県債を償還するために積み立てる分の抑制というものをさせていただきましたけれども、これもやはり18年度までに積立抑制分を全部解消いたしました。

企業庁から借り入れました金額も最大440億円ございました。これは計画的に償還しております、平成24年度までで完了する予定になっております。

そのほかに貸付債権、市町村への貸付金の権利を民間の金融機関の方に譲渡すると、受取利息の分のお話ですけれども、これも毎年継続して、契約期間内で順次やっているということで、これは特に繰上げとかはやってございません。

15年度以降、いろいろ県税が増収になってきたものを、基本的にはこういう過去に緊急的やったものの償還のために使って財政の健全化を図っていこうと、そういう取組ですとやってきております。

佐々木委員

今回の財政危機の対応としましては、過去に行ってきたそういう対策がまた予定できるかどうか、できる部分もあると思いますが、その辺どうでしょうか。

財政課長

過去にやってきたものの中で基金の取り崩しについては、先ほど申し上げましたが、基金は、今もう底をついておりますので、追加でやるものというのはなかなか見込めません。

長期の貸付金、第三セクターに貸してあるものをできるだけ返していただくというのは、もうほとんどできるものはやってしまいましたので、そもそもそれだけのロットがないということがございます。それから、市町村からの貸付金を金融機関にお渡しするというのも、できるものは既にやってしまっているということで、これもなかなか難しい。あと、あり得ますのは、企業庁からの借入れ、これは企業庁の運用のお金があれば、それは可能性としてはございます。さらに、リースバック、これも相手が受けていただけるということであれば、今の県の資産の中で可能なものがないかという検討というのは、物理的には可能かと思えます。

ただ、このようなもの、背に腹は代えられないというところがありますけれども、基本的には将来にその分の負担を送るというものでございますから、今のその財源確保の状況と、それから将来の負担の状況をいろいろ考えながら、なかなか慎重に考えていかなければいけないというふうに認識をしております。

佐々木委員

平成10年のときに財政再建団体転落の危機がありましたけれども、そのときの基準、それをちょっとお伺いします。

財政課長

当時、財政再建団体転落というのが標準財政規模の5%、標準財政規模と申しますのは、

標準的な税とか交付税とか、その神奈川県における金額でございますけれども、その5%ということでございます。

ちなみに、現在もこの基準は変わっておりません。今、名前が財政再生団体というふうになりましたけれども、同じく標準財政規模の5%というのが基準となっております。

佐々木委員

金額的には幾らぐらい。

財政課長

平成20年度のベースで申し上げさせていただきますけれども、標準財政規模と申しますのは、神奈川県は1兆2,660億円でございます。その5%ということでございますので、おおむね630億円以上の赤字になれば、財政再生団体というふうになってしまうということでございます。

佐々木委員

630億円ということでございますので、この間の定例会の初日、知事が来年度は1,000億円を超える規模の財源不足が生じる可能性がある、こういうふうに述べていたと思いますけれども、そういう意味では、現状のままでは財政再生団体への転落というのが考えられると思いますが、先ほどおっしゃっていたような、そういう緊急アピールということ、を今回出そうとしているのかどうか。

財政課長

緊急アピール、昭和50年度と平成10年度に出ささせていただきました。あの2年はその年の税収が減ってしまって、その年に財政再建団体に転落をしてしまうような、そういう危機的な状況だったということがございます。

現在を比べますと、この平成20年度が200億円ぐらいということで、ただ来年度に向けて、それは非常に大きく広がっていくだろうと、そういう状況でございますので、あの2年とは状況としては若干違っているところがございます。

ただ、私どもがやるべきものというのは、平成21年度の予算編成に向けて、この税の急減が厳しくなるでしょうけれども、例えば地方財政対策の動向を本来の姿でやっていくべきだと、そういう取組というのが必要だと思っております。基本的に県民の皆様痛みを分かち合っていたきたいという緊急アピール、そういうようなもの前にやるべき段階だというふうに思っておりますので、現段階で緊急アピールというのを出すということは考えておりません。

ただ、この先予算編成過程の中で、その税収などがもっと大きく落ちてしまって、これ以上のものが避けられないというようなお話になる可能性がございます。そうした場合には、やはり知事の判断を仰がなければいけないというような、そういう場面も出てくる可能性としては、やはり意識をしておかなければいけないかなと思っております。

佐々木委員

昨年の10月に、財政健全化への基本方策を改定して、そのときには平成21年度の財源不足を100億円とするようにして、それで知事としては、ここにも書いてございますけれども、平成21年度までに本県財政の構造改革を図り、真の財政健全化をなし遂げたいというふうに目標を示したわけでありまして、今回こういう税収の減で財源不足が急激に拡大してしまったと、そういう中で、この方策に基づいて取り組んできたこれまでの結果について、どのように考えているのか、それについてお願いします。

財政課長

昨年10月に改定した中で、100億円の財源不足まで縮んでいくだろうという見込みを立てさせていただきました。現状で、その中で想定した税収確保というのは大変厳しくなっているというのは確かでございます、今の状況では財源不足が大幅に拡大していく恐れがあります。

ただ、それを踏まえましても、これまでこの健全化の方策に掲げたその目標に向かって、例えば県債の発行を抑制するなど、財政健全化のための一つの目安として、それに基づいて取り組んできた結果、そういう面での成果というのはあったと思いますし、その取組があったからこそ、今の状態で済んでいるということもあったと思います。

そういう意味では、これまでの取組というのは、やはり県民生活を守っていくためには必要な取組であったし、県民生活の維持というものを考えながら健全化を図っていくと、その度合いでいけば最大限のものをやってはきたんだらうというふうに思っております。

ただ、実はその方策の中にも今回のような大きな税収の落ち込みがあったときにも、当面对応できるように基金の造成もしたいと、それも目標に掲げておりました。そこまでは達成ができずに、その前にまたこういう大きな税収の落ちが出てきたということは、非常に残念であるというふうに思っております。

佐々木委員

そうしますと、結局このままでは平成21年度の健全化目標は達成困難であるというふうに言わざるを得ないと思うんです。

また、健全化基本方策の中にあります中期的な財政見通しの立て直し、下方修正をしていくべき必要があるのではないかと思いますけれども、この辺はどうでしょうか。

財政課長

二つお尋ねがあったかと思えます。平成21年度の達成目標でございますけれども、大変厳しい状況になったというのが率直なところですが、ただそれであっても健全化に向けた取組は引き続きやっていかなければいけないことで、これは間違いないと思っております。

方策で掲げたその目標の達成、正直なところ、大変厳しい状況ではありますが、そうであっても、まず平成21年度に向けてやっていくべきものというのは税の確保、それから足りないのであれば、地方財政計画のしっかりとした充実、内部的な話としては歳出をどれだけ切り詰めて必要なものに限定していくか、そういうものは引き続き予算編成のときにやっていかなければいけないと思っております。

その上で、中期的な財政見通しでございますけれども、基本方策の中ではもともと平成21年度までの見込みを立ててございます。今こうやって、平成22年度以降の税収動向が非常に大きく変わってまいりましたので、そういう意味では、この先の税収等々、それからそれに伴う地方財政計画など踏まえて、来年度につきましては、これはもう平成22年度以降の積極的な見通しを立てていく必要があるだろうと認識をしております。

佐々木委員

そうしますと、新規事業の遅れなどが生じるのか、また達成年度の遅れなどが出てくるのではないかとと思うのですが、そういうものがありますか。

財政課長

これは、この先の予算編成の中でどういうふうに調整をしていくかということにかかっ

ておりますので、現段階で何がどうなるかというのは、まだ正直なところ定まっております。

しかしながら、今回のその9月11日に出させていただいたプロジェクトの基本方針の中でも、やはり新規の事業とかを含めて、できるものについては、これはもう少しその時期だとか、またやり方だとか、そういうもののふるいというのをどんどんしていただきたいということは、投げ掛けさせていただいてございます。

そういう中で、もう一度必要性を含めまして、それぞれの部局で検討していただいて、その上で予算編成で関係するものについてはしっかりと議論をした上で、最終的な案として掲げていきたいと、そんな作業がこれから先になると思います。そういう中で、どれを選択していくか、その考え方というのはしっかりと保ちながら調整をしていく必要があると思います。

佐々木委員

そうしますと、県民への説明ですとかをどういうふうに入れていくのか、県民への理解をどうしていくのか、あるいは議会への説明をどういうふうにしていこうと政策部としては考えているのか、お伺いします。

財政課長

今後のその議論、これは中で当然検討していきます。その結果として、やはり今までの方針を変えていく必要があるということであれば、そのタイミングをそれぞれ計りまして、知事に相談した上で必要なお話というのは当然やっていかなければいけないと。議会はもちろんでございますし、県民の皆様への説明責任というのは、しっかり果たしていきたいと思っております。

あとは、それぞれ所管の部としても説明責任を果たしていくように調整をしてみたいです。

佐々木委員

自治体も破産する時代でありますので、本当に財政再生団体に入ってしまうと、県民生活に大きな影響がありますので、ましてや都道府県の中でも神奈川県がそういうことに陥った場合は、本当に広範囲な影響が出てくるというふうに思います。

昨日からの委員の方々のいろんな御意見がありましたけれども、国に制度改革を求める必要というのは確かにあるとは思いますが、県も緊急対策プロジェクトチームもできたということもありまして、でき得る限りの政策、そういう事業の見直し、財源確保を徹底してもらっていただきたいことを要望させていただきたいと思っております。

次に、自治基本条例の取組について、何点かお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、これまでも制定の意義とか必要性について、かなりいろんな議論をさせていただきました。今回いろんな条文のイメージなどの報告をしていただきましたが、そういう意味ではだんだん充実してきたものになってきているような気がいたしますが、自治体の憲法とも言われるそういう自治基本条例でありますので、つくる以上は、県としても誇れるものにしたいと思っておりますし、都道府県においてそういうものをつくるというのは初めてのことなので、模範となるような、そういうものにしていただければというふうに思っております。

そういう意味では、毎回私も申し上げておりますように、生きた条例にしていくためにはもっといろんな角度から、いろんな検証をしていく必要があるんじゃないかと、こういうふうに感じている次第でございます。

その意味も含めまして、幾つか質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、県民に対してこういう自治基本条例をつくっていくというからには、その理念が必要だと思っております。

ですが、今回頂いた当局の素案の中に理念が明記されておりますけれども、県民に対する強いメッセージ、こういうものが必要だと思いますし、またその理念というものが制度化して、その制度が具体化していかないといけない、こういうふうに思うわけです。

結局、自治基本条例の生命となるところというのは、私は具体性だと思っております。大まかな枠の文章であるわけでありましてけれども、それが様々な条例とか、事業と関連して後押しをしていくようなものでなければ、ただの理念だけの条例になってしまうというふうに思いますので、その辺につきまして、まず具体化していくというのを含めて、この条例を制定する基本的な視点、これについてまずはじめにお伺いします。

広域行政課長

ただいま委員の方からは、条例の持つ理念の制度化、あるいはその制度の具体化という視点から、今回条例を制定する基本的な視点についてのお尋ねがございましたが、まず平成12年に施行されました地方分権一括法によりまして、機関委任事務制度が廃止されるなど、その後の地方分権改革の進展等に伴いまして、団体としての重要度が増してきている状況でございます。

こうした中で、本県ではこれまでも県民に開かれた県政運営に努めてはまいりましたが、地方分権改革を機に、なお一層県民の意思に添った自治体運営に当たる必要があると考えておりまして、地域主権を実現するために住民自治の拡充に取り組んでいるところでございます。

こうした中で、本県の自治基本条例を検討するに当たりましては、地方自治法などに詳細に規定されている自治体の組織や運営といった団体自治に関する基本的事項に関しましては、改めて当条例に規定することはせず、県民の意思に基づく県政運営を一層推進するために、住民自治の拡充を基本的な視点に据えてまいりたいと、このように考えております。

佐々木委員

その条例の意義というのは、条例を制定することで県民生活に新たな価値を創造すると、そういうふうな面も私はあるというふうに思っております。

その意味で、その条例が県民にとって有用なものであるのかどうか、そういうことを判断していく基準として、私なりに様々考えているわけでございますけれども、一つはそのメルクマールとなるものが総合性だったり、標準性だったり、具体性だったり、それから相乗性だったり、また関連性だったり、最高規範としての最高性だったり、そういうものをちゃんと持って、自治基本条例をつくっていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。

そういう意味で、その条例が県民にとって価値を創造するものになり得るかどうか、その視点ではいかがでしょうか。

広域行政課長

自治基本条例は、新しい価値の創造につながっていく条例になるのかと、こういうお尋ねでございます。

まず、自治基本条例につきましては、自治体の運営における基本方針の定めでございますので、条例に位置付けております個別の整理や手続を通じまして、私どもとしましては県民生活に少しでも豊かで張りのある、また安らぎを持たせることができるような、そういう条例に仕上げていく、そんなことを考えながら取り組んでいるところでございます。

ただいま委員のお話にございました総合性や標準性といった、それぞれのメルクマールにつきましては、条例の出来具合の一つの判断材料になるのではないかと考えてはおりま

すけれども、自治基本条例は、これまでには個別に整備してきた制度を住民自治の視点から相互に関連付けて、または総合化いたしてまいりますので、その条例運用に当たりましても不断の検証が欠かせないものと考えているところでございます。

したがいまして、私どもは、こうした不断の検証活動を通しまして、条例がもたらす効果、あるいは県民にとってのメリットと、そういったものを委員のお話にございました価値の創造というふうを受け止めまして、そうした価値の創造が条例の運用を通じまして、一つでも多く形として県民の皆様に実感できますよう、努めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

その素案にもあります基本原則に基づく個別の制度、それから手続の中には部局横断的に取り組んでいく制度とか手続もあろうかと思うのですけれども、そうした場合に、マニュアルなどで進行管理を行ったとしても、縦割りの弊害が出て、自治基本条例に添った取組ができるのかどうか心配なところがあると思うんですが、当局としてはその辺はどのように考えているんでしょうか。

広域行政課長

自治基本条例につきましては、基本理念、基本原則に基づいて情報公開制度とか政策評価といった部局共通の運営ルールについて、その大枠を定めようとするものでございまして、この基本的な枠組みに添って県民の意思、あるいは時代変化ですとか、社会状況に応じて必要な見直しを行っていきたい。そういうことを視野に入れて取り組んでいるところでもございます。

こうした取組を評価していく中で、縦割りの弊害を駆逐いたしまして、関係する部局がこの条例に対して同じ思いに立って、またそれぞれの取組状況を共有する仕組みを用意しておくことが何より大切だろうと考えているわけでありまして。

そこで、具体的には政策会議ですとか、政策企画会議といった会議の場を通じまして、条例に基づく実施状況をまずは報告いたしまして、縦割りの弊害が出ていないか注意喚起を促し、さらには現在条例に盛り込むべく個別制度や、あるいは手続を所管する関係部局との間で構成しております自治基本条例庁内検討会議を活用して、検討にとどまらずに条例運用の段階でも引き続きその活用を図ることが大切であると考えております。

佐々木委員

自治基本条例というのは、県民主体の県政運営を目指している条例であるわけですから、県民に直接的な効果がなければいけない、そういうふうにも思いますし、またその県民に身近な市町村にとっても条例のメリットが感じられなければ、なかなか心地よく協力していただけないのではないかなど、このように思うわけでありまして、それについてはどう考えているか。

広域行政課長

自治基本条例にかかわります市町村のメリットについてでございますが、自治基本条例につきましては、県と市町村との関係において幾つかの規定を設けたいと考えておりますけれども、そのうちの一つが新たな取組でもございます市町村との協議体制の整備についてであります。

市町村との関係で具体的に申し上げますと、県民の意思を代表するのは議会と知事でございますけれども、ただ県民の意思が市町村を通じて表明されることもございますので、そうした県民の意思を支えるために、市町村にかかわる政策のうちで特に重要なものと思

われる案件につきましては、市町村の御意見を伺い、協議する体制を整えることで県政運営に生かしてまいりたいと考えているものであります。

さらに、これまでも積極的に取り組んでまいりました市町村への権限移譲でもございますけれども、この権限移譲につきましては、県内分権を進めまして、市町村における総合的な協議体制の整備を促進するものでもございます。

こうした県政参加ですとか、権限移譲といった具体的な内容を条例で裏付けることによりまして、市町村にとって大きなメリットがあるものと考えておりますことから、今後、私どもの取組について御協力をいただけるものと考えております。

佐々木委員

自治基本条例は他の条例の基本ともなるような、そういう位置付けであると、こういうふうに思います。その中で県民生活にとって、この条例制定によって様々な効果、そういうものが出て来なければいけないと、そういうふうに思っています。

先ほどメルクマールとして、六つのそういうものを私は示しましたけれども、例えば相乗性ですけれども、制定をしたことによって、こういう相乗効果が期待できるのではないかと、そんなところで何かこういう例があるのではないかとというようなところがあれば、お伺いしたいと思います。

広域行政課長

自治基本条例は、県政運営の基本方針を定めて、今、土台を固める状態でもございますので、この条例制定によりまして、直接的な効果はもとよりであります。間接的、または反射的な効果といったことも、私どもとしては大いに期待をしたいところでございます。

具体的には、これから自治基本条例を検討しようとしている、あるいは計画をしている自治体、とりわけ他の都道府県におきましては、こうした私どもの取組は、結果としてではありますけれども、大変大きな影響をもたらすものではないかと考えておりまして、そうした取組が全国各地で展開されるのであれば、全国的な住民自治の拡充にもつながり、そして、そうしたことが分権改革を強力に推し進めることにもつながってくるのではないかと考えているわけでありまして。

また、もう一つの視点といたしましては、条例検討の過程で、県民、市町村の皆様方からは自治基本条例にかかわらず、その他の意見や御要望を幅広くお伺いすることができまして、そうした寄せられた県政に対する意見、要望といったことにつきましては、具体的に事務を所管している関係部局にもお伝えし、対応を願った事例もございます。

例えば、先般は危機管理についての御提言として、災害対策、国民保護以外の事業については、これに関する大局的な立法が必要ではないか、こういったお話がございました。自治基本条例そのものには関係ございませんでしたけれども、安全防災局の方にお伝えし、現在検討もいただいている、こういうふうな状況もございます。

したがって、こういったことも含めまして、ある意味では間接的、あるいは反射的、こういった効果もあろうかと思っております。

佐々木委員

自治基本条例というのは、多分に理念性を帯びておりまして、大枠のこういう定めであるわけでございますけれども、実効性をどこまで担保できるか、そういうことが私は非常に大事だというふうに思っています。

そういう意味で、この自治基本条例を生きた基本条例にするために、今後はどのような取組をしていこうと考えてらっしゃるのか、最後に広域行政担当部長にお願いしたいと思います。

広域行政担当部長

ただいま委員の方からこの自治基本条例につきましては、実効性を確保し、また生きた条例にすべきだという御意見を頂きましたが、私どもも全く同感でございます。

ただ、その具体的に実行する、確保する具体的な取組というのが、どのような形で展開されていくのかというのは、正に求められている重要な事項だろうというふうに思っております。

この点につきましては、知事の本会議での答弁も報告させていただいておりますが、自治基本条例に盛り込まれております個別の具体的な制度、手続、これを着実に実施し、状況について把握をし、その進行管理を徹底的に行っていくということがまず第一に重要なことだろうと思っております。

それから、先ほど来の質疑の中で出ましたとおり、正に職員一人一人が自治基本条例の重要性にかんがみ、意識を高めていくということも必要であろうと思っております。

こうした取組を徹底することによって、改善すべきところは改善するという不断の見直しも行っていく必要があるだろうと思っております。

ただ、何よりも重要なことは、そういった手続の検証、不断の見直しだけではなく、こういった内容について定期的に議会の皆様をはじめ、県民の皆様、さらには市町村との間で意見交換を行う、行政、議会の皆様及び県民の皆様と、いわば県政というグラウンドの中で、確実に定期的にチャッチボールを行うということが非常に重要なことと思っております。

改めて申すまでもございませんが、住民自治というの、ある意味では条例をつくるということでスタートラインに立ったと、一朝一夕にすぐ短時間の間に確実にできるというものとは決して思っておりません。

こうした、ただいま申し上げましたような、地道で継続した取組の蓄積こそが、住民自治につながっていくだろうし、先ほど委員のお話にもございましたとおり、この条例に魂が入り、そして生きた条例につながっていくというふうに思っております。

佐々木委員

自治基本条例というのは、ひな型があるわけでもないし、何かそういう規定があるわけでもないというふうに思うのです。どうしても制定しなければならないというものでもないというふうなことも言えると思うのですが、それだけにつくるのであれば、本当に県民に対してしっかりとした動機付けとか理念が私は大切だというふうに思います。

その意味で、県民に良い効果が表れたというふうに言われるような、そういうような条例にしていかなければならないし、そのためにもよく県民、市町村との意見交換等に努めていただきたいし、議会とも十分調整をしていただく必要があるのではないかというふうに要望をさせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

次は、本定例会の代表質問で我が会派の鈴木議員が質問をさせていただきましたBCP、業務継続計画についてです。

災害後に、重要な情報システム、それからネットワークが止まった場合、そのままでは県の重要な業務の継続が困難であるというふうに思われますけれども、その情報システムについてもBCPを作成することが私は非常に大事だというふうに思っております。

そこで、情報システムのBCPについて、何点かお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、知事の答弁では危機管理対策会議で県全体のBCPの検討に取り組むというふうに言われておりましたが、情報システムのBCPについては、検討を始めているのかどうか、その辺をお願いします。

情報システム課長

BCPにつきましては、平成18年11月から関係室課による行政の業務継続に係る研究に取り組んでまいりました。情報システム課もそのメンバーとして検討にかかわってまいったところでございますが、その際にはBCP全体ということでございまして、情報部門のBCPにつきましても、その一部ということでとらえてまいりました。

平成20年度につきましては、安全防災局のBCP策定の動きをとらえまして、神奈川県の情報システム部門として、BCPをどのように取り組んでいくべきか、このことにつきまして課内で検討に着手したところでございます。

佐々木委員

総務省から地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドラインが示されたと聞いておりますけれども、その概要についてもう少しお伺いしたいと思います。

情報システム課長

去る8月21日に総務省から、地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドラインが示されました。このガイドラインの策定の基本的な考え方といたしましては3点押さえてございます。

まず、1点目でございますが、このガイドラインは地方公共団体のICT部門、すなわち情報システム部門を対象としたものでございまして、まず情報システム部門が管理する情報システムを対象に計画策定に着手し、必要に応じて他のシステムにも対象を拡大するという考え方が示されております。

2点目は、業務が停止する災害や事故におきましては、大地震を想定してございまして、これは大地震が他の災害と比べて発生懸念が大きく、かつ最大の被害になる事象であり、他の災害、事故にも応用が容易であるためであるということが示されております。

それから、3点目でございますが、このガイドラインは大小を問わず、あらゆる規模の地方公共団体を対象としてございまして、小規模の団体でも取り組める比較的容易な取組から作業を進めるステップアップ方式というものを採用するものでございます。

佐々木委員

神奈川県全体のBCPと、情報システムのBCPの関係はどのようになっているのか、それから先行して情報システムのBCPが仮に策定されるのか、その辺についてお伺いします。

情報システム課長

総務省のガイドラインでは、率先してICT部門の業務継続計画を策定すべきであるというふうにしておりますけれども、本県におきましては安全防災局が中心となりまして、県全体のBCPの検討に取り組み、平成21年度内の策定を目指しておりますので、本県の情報システムのBCPにつきましては、県全体のBCPと連携を図りながら策定する必要があると考えております。

特に、県として優先的に継続すべき業務の選定につきましては、今後県全体のBCPの検討の中で明らかになってまいりますので、それを受けて、それらの業務の継続のためにはどのような情報システムや、それを支える情報基盤の継続を確保していくべきなのか検討することになると考えております。

したがって、情報システムのBCPにつきましては、県全体のBCPと一体的なものとして策定するというところをも含めまして、今後とも位置付けについて検討してまいり

たいと考えておりますが、情報システム部門といたしまして、必ずやらなければいけないことというのがございますので、それは私ども独自に進めてまいりたいと、そういうふう
に考えております。

佐々木委員

この情報システムのBCPを策定するに当たっての課題、どういうものがあるか考えて
いらっしゃるかお伺いいたします。

情報システム課長

県の情報システムの中には、災害発生時にも停止させられないシステム、あるいは県民
や企業が復興のために融資を受ける、こういったことに必要な各種証明書を発行するシス
テムのように、数日から1週間程度で復旧が望まれるシステムまで、様々なレベルがござ
います。各業務システムに適切な優先順位を付けていくということが必要でございまして、
この辺が一つ大きな課題でございます。

それから情報システム課では、今や県庁内の日常業務において欠くことができない電子
メール、これは情報連絡手段となっておりまして、これが使えないと業務に多大な支障が
出てくる。

それから、情報収集手段でございますインターネット、さらには県民の皆様への情報提
供手段でございますホームページの運用を行っておりますけれども、これらにつきまして
は、災害発生時におきましても停止することなく継続させるべきものであると考えており
ます。

さらに情報システム部門として、多くの業務システムに提供している共通基礎的な要素、
例えば庁内ネットワークですとか、全庁システム、サーバーなども優先的に復旧すべきで
あると考えておりまして、こういった様々な過程があるものと認識しております。

佐々木委員

他県で全庁的なそういうBCP、あるいは情報システムのBCPという策定が進んでい
るのかどうか、情報が分かれば分かる範囲で教えていただきたい。

情報システム課長

他県の状況ということでございますが、総務省が全国の都道府県及び市区町村を対象に
いたしまして、この4月1日現在においてBCPの策定状況調査を行っております。その
状況といたしましては、都道府県では3団体、市区町村では41団体が策定済みというこ
とで、まだまだ策定しているところは少ないという状況になってございます。

佐々木委員

災害が起こったとき、その停止した情報システムを復旧していくためにはデータのバック
アップ、これが非常に重要になってくるというふうに思うわけでありまして、情報
システムのBCPの中でもいろんなことを検討されていくとは思いますが、そのバック
アップについて、現状でどのように取り組んでいこうと考えているのか、それもお伺い
したいと思います。

情報システム課長

現在、情報システム課が管理しております県のコンピュータセンターのデータのバック
アップでございますが、基本的に各業務システムの所管課がそれぞれ日常的な更新デー
タのバックアップを行っております。その上で大規模災害によって県のコンピューターが被

災するという事態を想定いたしまして、各システムを復旧させるために必要なデータやプログラムについて、情報システム課が一括して防災ファイル、これに指定いたしまして、データ保管業者に委託して、県庁と同時に被災することのない遠隔地で保管しているところでございます。

佐々木委員

民間の会社などですと、例えば東京に本社があれば、大阪でバックアップがあるというようなこともありますので、県庁の場合、そういう今課長がおっしゃっていたデータを確保していく、それを民間企業などと連携をとってやっていくということでのいいのでしょうか。あと場所とか、そういうものがもし同じ地域であれば、被災したらそのデータのバックアップ自体も被災してしまうと思うんです。そういう意味では地域的なそういう距離の問題も含めて、民間のお話が若干ありましたけれども、業者などを活用するという考えということでのいいのでしょうか。

情報システム課長

現在、データ保管業者に委託して保管していただいている場所につきましては、安全性の確保の面から具体的な場所は申し上げられないのですが、本県と隣接しないところで、岩盤のかなり強固なところに保管いたしております。それは現状でもやっておりますけれども、委員御指摘のとおり、別な観点からいたしますと、実際、今県庁で各職員が机上のパソコンの仕事をしている、その中にも重要情報というのはかなりあるというふうに考えられますので、そういったようなデータをどういうふうに守っていくのかというのが、これからBCPを考える上での一つのまた新たな課題になるかなというふうに考えているところでございます。

佐々木委員

大きな災害が起きたときには、県が最大限に県民に対してサービスを行っていくことが大事になってくると思うんです。

そういう意味では、業務をしっかりと遂行していくためにも情報システムネットワーク、こういうものが稼働していることが非常に大事だと思っております。

そういう意味で、県全体のそういうBCPと連動して、実効性のある情報システムのBCPの策定に取り組んでいただきたいと思いますし、ただ、その策定をする前に、災害というのはいつ起こるか分かりませんので、現段階でも必要な対策を引き続き行っただきたいということを要望して、この質問については終わりたいと思います。

最後に、相模原市の政令市移行に向けた取組につきまして、お話しさせていただきたいと思っております。

昨日、今日と、様々委員からの質問をしていただいた相模原市でありますけれども、私も昨年9月の一般質問で、児童相談所、政令市になりますと必置になりますけれども、その件について質問をさせていただいたところでもあります。県債の償還金の取扱いの問題以外にもそういう政令市移行の重要な要素があると思っておりますので、その辺について幾つか質問したいと思っておりますが、相模原の児童相談所の取扱いにつきましては、有償で譲渡するというふうなことに合意していると思っておりますが、具体的なその時期やその利用方法については、引き続き協議をするというふうなことになっております。それはどういうことか、まず最初にお伺いさせていただきます。

市町村課長

児童相談所につきましては、法令必置義務ということで、政令市が設置し運営すること

になっております。そこで相模原市からは、相模原市内に設置されている県の児童相談所について、譲渡してくれないかというような御要望がございました。しかしながら、県相模原児童相談所は相模原市のみならず大和市も所管しておりますので、譲渡に当たっては県全体の児童相談所の所管について見直し、再編するという必要がございます。

現在、見直しの検討を進めておりますが、現時点ではその結論が出ていないことから、基本的な合意におきましては、県相模原児童相談所の譲渡時期及びそれまでの間の利用方法につきましては、引き続き協議をするというふうに整理をしたところでございます。

なお、譲渡までの間につきましては、県民の皆様にご利用しやすいよう、例えば施設を県と共同利用をするとか、そういったことについて、現在、市と検討を進めているということでございます。

佐々木委員

今いろいろお話しいただいたとおり、児童相談所の業務というのは施設があればいいというわけではなくて、そういう専門的な職員の人たち、私は人的支援が非常に必要になってくるといふふうに思いますので、政令市移行に向けた事務移譲等に関する基本的な合意、これにも人的支援として県職員の市への派遣が45名程度というふうで大枠で書いてあるわけですが、児童相談所については、この45名の中の何人ぐらいを見込んでいるのか、それが決まっているのであれば市の意向に添っている人数であるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

人事課長

相模原市の政令市移行に当たりましては、円滑に業務を引き継いでいく必要があると、こういうことから、市の要望をいろいろお聞きした上で人的支援をどのように協議するか考えてまいりました。

今言われた規模で、基本的な合意に当たっての確認事項ということで発表させていただいたわけですが、このうちの児童相談所業務につきましては、政令市移行までの今後の2年間で、児童福祉士、児童相談員など延べ13名の専門員を受け入れると、こういうことにしております。

また、政令市移行後の2年間ですが、これは延べ6人の県の専門員を派遣する予定としております。この規模につきましては、先ほども申しましたように、市の要望に添ったというふうな内容になっていると考えております。

佐々木委員

では、次に県単事業についてでありますけれども、市は小児医療費助成補助、これについて経過措置を求めていたようでございますが、今回の合意では経過措置はとらないということになったということでもあります。一見すると市にちょっと冷たいのではないかというような結果にもなっているように思いますが、この合意内容については、県はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

市町村課長

県における小児医療費助成事業の市町村への補助率でございますが、政令市が4分の1、他の市町村が3分の1となっております。こうしたことから、相模原市から補助率の経過措置をしてほしいかという要望がございました。

小児医療費助成事業につきましては、先行事例を見ますと経過措置を設けている例が多いということですが、これは政令市移行により補助をゼロにするという整理の下で、一定

期間経過措置をしていくこととなります。

本県の場合には、既存の政令市に対しても4分の1の補助をしているということを考えますと、先行事例と比較して、むしろ手厚い財政支援を行っているという認識の下で、経過措置は行わないとして、市と合意いたしました。

佐々木委員

県債償還金の話も、昨日も他の委員が質問しておられましたけれども、津久井地域において県立の三つの診療所を含めた五つの事務について、市が担うことになったわけでありますけれども、この経過についてお伺いしたいと思います。

市町村課長

この五つの事務につきましては、本年2月の県市連絡会議での確認に基づいて設置された部局単位の県市のワーキングで話し合いが行われました。ワーキングでは、結論が出なかったものとして県市連絡会議に報告がございました。

その後、人的支援、施設の取扱い、県債償還金などと合わせまして協議を進める中で、7月末に知事と市長が話し合いを持った結果、県と政令市の役割分担の観点から、市がこれらの事業を担うことについて、改めて御提案をさせていただいたところでございます。

その後、更に事務レベルでの協議を進めまして、最終的には8月下旬の二度目の知事と市長の話し合いの際に、市が五つの事務を担うお考えを示されましたので、これに伴う県の歳出削減額を県債償還金の負担額から控除するという含めて一定の合意をみたということでございます。

佐々木委員

今回、1,084もの事務が市に移譲されるわけでありますけれども、これだけの事務を政令市移行に伴って市が円滑に移行していくためには、しっかりと県と市が協力して事務の引継ぎを行っていかねばいけないと、このように思っているわけでありますが、この点について、県はどのように取り組んでいこうと思っていらっしゃるのか、それについてお伺いします。

市町村課長

委員がおっしゃいますとおり、相模原市の政令市移行に伴いまして膨大な事務が市に移譲されることとなります。県といたしましても、住民サービスに支障のないよう移譲事務を適切に引き継ぐ責任があるというふうに考えております。

市としても、県では移譲事務を現在どのように運営しているのだろうか、あるいは来年度予算であらかじめ準備経費を措置していく必要がないかなど、心配なこともあるかと思っております。移譲事務は、各行政分野に幅広くわたっておりますので、県といたしましては、できるだけ速やかに県の部局単位ごとに事務引継ぎのためのワーキングを設置するよう、現在、市の事務局と調整を詰めているところでございます。

佐々木委員

県と市の合意が整ったことでありますので、平成22年の4月の相模原市の政令市移行に向けて大きく前進したということは間違いのないというふうに思っております。

その中で、やっぱり今後は基本協定へと進んでいくと思うんですけれども、国との調整などもまだ残っておりますし、それから今言った事務引継ぎなどもありますので、本当に県と市がいろんな協力をして、政令市移行がしっかりとできるように、県もサポートしていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。